

# 大府市生ごみたい肥化容器等購入費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、生ごみの減量化対策として、一般家庭から発生する生ごみの自家処理を促進するため、予算の範囲内において交付する大府市生ごみたい肥化容器等購入費補助金(以下「補助金」という。)に関し、大府市補助金等交付規則(昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において「生ごみたい肥化容器等」とは、コンポスト容器及びその他たい肥化容器をいう。

2 この要綱において「コンポスト容器」とは、一般家庭から排出される生ごみを土中の微生物の活動を利用して分解し、たい肥化する容器で次の各号のいずれにも該当するものをいう。

底部がなく、水分が地中に浸透し、かつ、悪臭、害虫等を発生させない構造及び材質であること。

臭気の発散、雨水の流入等を防止するためのふたを備えていること。

3 この要綱において「その他たい肥化容器」とは、一般家庭から排出される生ごみを微生物等で分解し、たい肥化する容器で次の各号のいずれにも該当するものをいう。

耐久性があり、衛生的なものであること。

底があり、及び水抜きができ、又は水分等を外に逃がす機能が付いているもので、水分等が地中に浸透しないものであること。

密閉できること。

## (対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

大府市内に住所を有する個人

大府市税を滞納していない世帯に属する者

## (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、生ごみたい肥化容器等(未使用の既製品に限る。)の購入費とする。ただし、1世帯につき、コンポスト容器2基及びその他たい肥化容器2基を限度とする。

## (補助金の額)

第5条 補助金の額は、生ごみたい肥化容器等1基について、その購入価格の2分の1の額(その額に100円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額)とし、3,000円を限度とする。

## (交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大府市生ごみたい肥化容器等購入費補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)に領収書(クレジット契約等による購入の場合は、その申込書の写し)を添えて、市長に提出しなければならない

らない。

- 2 前項の申請書の提出期限は、当該生ごみたい肥化容器等を購入した日の属する年度の3月31日までとする。ただし、特別の事情があると市長が特に認めるときは、この限りでない。
- 3 補助金の交付決定の通知は、大府市生ごみたい肥化容器等購入費補助金交付決定通知書（第2号様式）による。
- 4 前項の通知を受けた者は、直ちに、大府市生ごみたい肥化容器等購入費補助金交付請求書（第3号様式）により補助金の請求をしなければならない。
- 5 市長は、前項の請求書に基づき、申請者に対し、補助金を交付するものとする。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和60年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。